

廃室発第 128 号

令和 2 年 3 月 19 日

原子力規制委員会 殿

住 所 東京都台東区上野五丁目 2 番 1 号

申請者名 日本原子力発電株式会社

代表者氏名 取締役社長 村 松 衛

東海発電所廃止措置計画変更認可申請書の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 34 第 3 項において準用する同法第 12 条の 6 第 3 項の規定に基づき、令和元年 11 月 22 日付け廃室発第 82 号をもって申請いたしました東海発電所廃止措置計画変更認可申請書を、下記のとおり一部補正いたします。

記

1. 補正内容

別添の東海発電所廃止措置計画変更認可申請書（令和元年 11 月 22 日付け廃室発第 82 号）の補正前後比較表の補正後欄のとおり（ただし、赤色並びに赤下線及び赤枠部は補正事項に含まない。）。

2. 補正理由

申請時には廃止措置対象施設外としていた取水路及び放水路の一部（閉塞部）について位置づけを見直した結果、廃止措置対象施設としたうえで、解体対象施設から除外するよう申請内容の一部を見直す必要が生じたため。

以上

東海発電所 廃止措置計画変更認可申請書（令和元年11月22日/廃室発第82号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
一	申請書本文	<p>四 変更に係る事項</p> <p>平成18年6月30日付け平成18・03・10原第4号をもって認可を受け、別紙1のとおり変更認可(届出を含む。)を受けた東海発電所廃止措置計画認可申請書の記載事項中、次の事項の記述の一部を別紙2のとおり変更する(ただし、下線及び点線枠は含まない。)</p> <p><u>本文四 廃止措置対象施設及びその敷地</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本文</u> ・ <u>表4-3 廃止措置対象施設</u> ・ <u>図4-1 東海発電所の敷地及び廃止措置対象施設の配置</u> <p>本文五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本文</u> ・ <u>図5-2 廃止措置終了後の状態</u> <p>本文八 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本文</u> <p><u>添付書類二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>図2-1-1 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図</u> <p>添付書類六 廃止措置期間中に機能を維持すべき原子炉施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>表6-1-2 廃止措置を実施するために必要な主要施設の維持管理</u> 	<p>四 変更に係る事項</p> <p>平成18年6月30日付け平成18・03・10原第4号をもって認可を受け、別紙1のとおり変更認可(届出を含む。)を受けた東海発電所廃止措置計画認可申請書の記載事項中、次の事項の記述の一部を別紙2のとおり変更する(ただし、下線及び点線枠は含まない。)</p> <p>本文五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本文</u> ・ <u>図5-2 解体対象施設図</u> ・ <u>図5-3 廃止措置終了後の状態</u> <p>本文八 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本文</u> <p>添付書類六 廃止措置期間中に機能を維持すべき原子炉施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>表6-1-2 廃止措置を実施するために必要な主要施設の維持管理</u> 	<p>申請時には廃止措置対象施設外としていた取水路及び放水路の一部(閉塞部)について位置づけを見直した結果、廃止措置対象施設としたうえで、解体対象施設から除外することとした。</p> <p>解体範囲の明確化 図番繰り下げ</p>

注) 赤字(赤下線含む。)及び赤枠部は、補正箇所を示すものである。赤色並びに赤下線及び赤枠部は補正事項に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更認可申請書（令和元年 11 月 22 日/廃室発第 82 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
一	申請書本文	<p>五 変更の理由</p> <p>(1) 取水路及び放水路の一部閉塞に伴う変更</p> <p>取水路及び放水路の一部を閉塞するため、当該部分を廃止措置対象施設から除外する。なお、取水路及び放水路の一部閉塞が維持管理している施設の機能に影響を及ぼすことのないようにする。</p>	<p>五 変更の理由</p> <p>(1) 取水路及び放水路の一部閉塞に伴う変更</p> <p><u>廃止措置計画に影響する東海第二発電所の新規制基準等対応について考慮した結果、東海第二発電所の津波浸水対策及び更なる地盤の安全性を確保した敷地として有効活用するため、</u>取水路及び放水路の一部を閉塞し、当該部分を解体対象施設から除外する。なお、取水路及び放水路の一部閉塞が維持管理している施設の機能に影響を及ぼすことのないようにする。</p>	<p>申請時には廃止措置対象施設外としていた取水路及び放水路の一部（閉塞部）について位置づけを見直した結果、廃止措置対象施設としたうえで、解体対象施設から除外することとした。</p>

注) 赤字（赤下線含む。）及び赤枠部は、補正箇所を示すものである。赤色並びに赤下線及び赤枠部は補正事項に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更認可申請書（令和元年11月22日/廃室発第82号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考												
1	別紙2	<p style="text-align: center;">東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">変更前</th> <th style="width: 50%;">変更後</th> <th style="width: 50%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>四 廃止措置対象施設及びその敷地</p> <p>東海発電所（電気出力16.6万kW）は、天然ウラン・黒鉛減速・炭酸ガス冷却式原子炉であり、昭和34年12月14日に原子炉設置許可を受け（原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯を表4-1に示す）、昭和40年5月4日に原子炉の試運転を開始した。その後、約33年間に亘って、施設内外に放射性物質の汚染を生じような事故を起すことなく、安全に原子炉を運転し、平成10年3月31日に最終停止した。</p> <p>その後東海発電所は、全ての燃料の搬出を経て、平成13年10月4日に、平成17年法律第44号（平成17年5月20日公布「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」）による法改正前の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第38条第1項の規定に基づき、「東海発電所原子炉解体品」（以下「解体品」という。）を経済産業大臣に提出し（解体品及び解体品変更の経緯を表4-2に示す）、同年12月4日から解体工事を実施している。</p> <p>1 廃止措置対象施設及びその敷地の範囲</p> <p>東海発電所の廃止措置対象施設の範囲は、原子炉本体、熱交換器等の原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉並びにその附属施設及びタービン、屋外開閉所等その他の施設である。ただし、東海第二発電所との共用施設及び汚染のない建屋地下部並びに建屋基礎は除く。廃止措置対象施設を表4-3に示す。</p> <p>東海発電所の敷地面積は、約10万m²である。東海発電所の敷地及び廃止措置対象施設の配置を図4-1-1に示す。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>四 廃止措置対象施設及びその敷地</p> <p>東海発電所（電気出力16.6万kW）は、天然ウラン・黒鉛減速・炭酸ガス冷却式原子炉であり、昭和34年12月14日に原子炉設置許可を受け（原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯を表4-1に示す）、昭和40年5月4日に原子炉の試運転を開始した。その後、約33年間に亘って、施設内外に放射性物質の汚染を生じような事故を起すことなく、安全に原子炉を運転し、平成10年3月31日に最終停止した。</p> <p>その後東海発電所は、全ての燃料の搬出を経て、平成13年10月4日に、平成17年法律第44号（平成17年5月20日公布「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」）による法改正前の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第38条第1項の規定に基づき、「東海発電所原子炉解体品」（以下「解体品」という。）を経済産業大臣に提出し（解体品及び解体品変更の経緯を表4-2に示す）、同年12月4日から解体工事を実施している。</p> <p>1 廃止措置対象施設及びその敷地の範囲</p> <p>東海発電所の廃止措置対象施設の範囲は、原子炉本体、熱交換器等の原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉並びにその附属施設及びタービン、屋外開閉所等その他の施設である。ただし、東海第二発電所との共用施設等及び汚染のない建屋地下部並びに建屋基礎は除く。廃止措置対象施設を表4-3に示す。</p> <p>東海発電所の敷地面積は、約10万m²である。東海発電所の敷地及び廃止措置対象施設の配置を図4-1-1に示す。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>取水路及び放水路の一部閉塞に伴う変更</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">注）下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。</p>	変更前	変更後	備考	<p>四 廃止措置対象施設及びその敷地</p> <p>東海発電所（電気出力16.6万kW）は、天然ウラン・黒鉛減速・炭酸ガス冷却式原子炉であり、昭和34年12月14日に原子炉設置許可を受け（原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯を表4-1に示す）、昭和40年5月4日に原子炉の試運転を開始した。その後、約33年間に亘って、施設内外に放射性物質の汚染を生じような事故を起すことなく、安全に原子炉を運転し、平成10年3月31日に最終停止した。</p> <p>その後東海発電所は、全ての燃料の搬出を経て、平成13年10月4日に、平成17年法律第44号（平成17年5月20日公布「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」）による法改正前の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第38条第1項の規定に基づき、「東海発電所原子炉解体品」（以下「解体品」という。）を経済産業大臣に提出し（解体品及び解体品変更の経緯を表4-2に示す）、同年12月4日から解体工事を実施している。</p> <p>1 廃止措置対象施設及びその敷地の範囲</p> <p>東海発電所の廃止措置対象施設の範囲は、原子炉本体、熱交換器等の原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉並びにその附属施設及びタービン、屋外開閉所等その他の施設である。ただし、東海第二発電所との共用施設及び汚染のない建屋地下部並びに建屋基礎は除く。廃止措置対象施設を表4-3に示す。</p> <p>東海発電所の敷地面積は、約10万m²である。東海発電所の敷地及び廃止措置対象施設の配置を図4-1-1に示す。</p>	<p>四 廃止措置対象施設及びその敷地</p> <p>東海発電所（電気出力16.6万kW）は、天然ウラン・黒鉛減速・炭酸ガス冷却式原子炉であり、昭和34年12月14日に原子炉設置許可を受け（原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯を表4-1に示す）、昭和40年5月4日に原子炉の試運転を開始した。その後、約33年間に亘って、施設内外に放射性物質の汚染を生じような事故を起すことなく、安全に原子炉を運転し、平成10年3月31日に最終停止した。</p> <p>その後東海発電所は、全ての燃料の搬出を経て、平成13年10月4日に、平成17年法律第44号（平成17年5月20日公布「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」）による法改正前の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第38条第1項の規定に基づき、「東海発電所原子炉解体品」（以下「解体品」という。）を経済産業大臣に提出し（解体品及び解体品変更の経緯を表4-2に示す）、同年12月4日から解体工事を実施している。</p> <p>1 廃止措置対象施設及びその敷地の範囲</p> <p>東海発電所の廃止措置対象施設の範囲は、原子炉本体、熱交換器等の原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉並びにその附属施設及びタービン、屋外開閉所等その他の施設である。ただし、東海第二発電所との共用施設等及び汚染のない建屋地下部並びに建屋基礎は除く。廃止措置対象施設を表4-3に示す。</p> <p>東海発電所の敷地面積は、約10万m²である。東海発電所の敷地及び廃止措置対象施設の配置を図4-1-1に示す。</p>	<p>取水路及び放水路の一部閉塞に伴う変更</p>	<p style="text-align: center;">東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">変更前</th> <th style="width: 50%;">変更後</th> <th style="width: 50%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>四 廃止措置対象施設及びその敷地</p> <p>東海発電所（電気出力16.6万kW）は、天然ウラン・黒鉛減速・炭酸ガス冷却式原子炉であり、昭和34年12月14日に原子炉設置許可を受け（原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯を表4-1に示す）、昭和40年5月4日に原子炉の試運転を開始した。その後、約33年間に亘って、施設内外に放射性物質の汚染を生じような事故を起すことなく、安全に原子炉を運転し、平成10年3月31日に最終停止した。</p> <p>その後東海発電所は、全ての燃料の搬出を経て、平成13年10月4日に、平成17年法律第44号（平成17年5月20日公布「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」）による法改正前の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第38条第1項の規定に基づき、「東海発電所原子炉解体品」（以下「解体品」という。）を経済産業大臣に提出し（解体品及び解体品変更の経緯を表4-2に示す）、同年12月4日から解体工事を実施している。</p> <p>1 廃止措置対象施設及びその敷地の範囲</p> <p>東海発電所の廃止措置対象施設の範囲は、原子炉本体、熱交換器等の原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉並びにその附属施設及びタービン、屋外開閉所等その他の施設である。ただし、東海第二発電所との共用施設及び汚染のない建屋地下部並びに建屋基礎は除く。廃止措置対象施設を表4-3に示す。</p> <p>東海発電所の敷地面積は、約10万m²である。東海発電所の敷地及び廃止措置対象施設の配置を図4-1-1に示す。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>四 廃止措置対象施設及びその敷地</p> <p>東海発電所（電気出力16.6万kW）は、天然ウラン・黒鉛減速・炭酸ガス冷却式原子炉であり、昭和34年12月14日に原子炉設置許可を受け（原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯を表4-1に示す）、昭和40年5月4日に原子炉の試運転を開始した。その後、約33年間に亘って、施設内外に放射性物質の汚染を生じような事故を起すことなく、安全に原子炉を運転し、平成10年3月31日に最終停止した。</p> <p>その後東海発電所は、全ての燃料の搬出を経て、平成13年10月4日に、平成17年法律第44号（平成17年5月20日公布「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」）による法改正前の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第38条第1項の規定に基づき、「東海発電所原子炉解体品」（以下「解体品」という。）を経済産業大臣に提出し（解体品及び解体品変更の経緯を表4-2に示す）、同年12月4日から解体工事を実施している。</p> <p>1 廃止措置対象施設及びその敷地の範囲</p> <p>東海発電所の廃止措置対象施設の範囲は、原子炉本体、熱交換器等の原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉並びにその附属施設及びタービン、屋外開閉所等その他の施設である。ただし、東海第二発電所との共用施設等及び汚染のない建屋地下部並びに建屋基礎は除く。廃止措置対象施設を表4-3に示す。</p> <p>東海発電所の敷地面積は、約10万m²である。東海発電所の敷地及び廃止措置対象施設の配置を図4-1-1に示す。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>変更なし</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">注）下線及び点線は、変更箇所を示すものである。下線及び点線は、変更内容に含まない。</p>	変更前	変更後	備考	<p>四 廃止措置対象施設及びその敷地</p> <p>東海発電所（電気出力16.6万kW）は、天然ウラン・黒鉛減速・炭酸ガス冷却式原子炉であり、昭和34年12月14日に原子炉設置許可を受け（原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯を表4-1に示す）、昭和40年5月4日に原子炉の試運転を開始した。その後、約33年間に亘って、施設内外に放射性物質の汚染を生じような事故を起すことなく、安全に原子炉を運転し、平成10年3月31日に最終停止した。</p> <p>その後東海発電所は、全ての燃料の搬出を経て、平成13年10月4日に、平成17年法律第44号（平成17年5月20日公布「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」）による法改正前の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第38条第1項の規定に基づき、「東海発電所原子炉解体品」（以下「解体品」という。）を経済産業大臣に提出し（解体品及び解体品変更の経緯を表4-2に示す）、同年12月4日から解体工事を実施している。</p> <p>1 廃止措置対象施設及びその敷地の範囲</p> <p>東海発電所の廃止措置対象施設の範囲は、原子炉本体、熱交換器等の原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉並びにその附属施設及びタービン、屋外開閉所等その他の施設である。ただし、東海第二発電所との共用施設及び汚染のない建屋地下部並びに建屋基礎は除く。廃止措置対象施設を表4-3に示す。</p> <p>東海発電所の敷地面積は、約10万m²である。東海発電所の敷地及び廃止措置対象施設の配置を図4-1-1に示す。</p>	<p>四 廃止措置対象施設及びその敷地</p> <p>東海発電所（電気出力16.6万kW）は、天然ウラン・黒鉛減速・炭酸ガス冷却式原子炉であり、昭和34年12月14日に原子炉設置許可を受け（原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯を表4-1に示す）、昭和40年5月4日に原子炉の試運転を開始した。その後、約33年間に亘って、施設内外に放射性物質の汚染を生じような事故を起すことなく、安全に原子炉を運転し、平成10年3月31日に最終停止した。</p> <p>その後東海発電所は、全ての燃料の搬出を経て、平成13年10月4日に、平成17年法律第44号（平成17年5月20日公布「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」）による法改正前の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第38条第1項の規定に基づき、「東海発電所原子炉解体品」（以下「解体品」という。）を経済産業大臣に提出し（解体品及び解体品変更の経緯を表4-2に示す）、同年12月4日から解体工事を実施している。</p> <p>1 廃止措置対象施設及びその敷地の範囲</p> <p>東海発電所の廃止措置対象施設の範囲は、原子炉本体、熱交換器等の原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉並びにその附属施設及びタービン、屋外開閉所等その他の施設である。ただし、東海第二発電所との共用施設等及び汚染のない建屋地下部並びに建屋基礎は除く。廃止措置対象施設を表4-3に示す。</p> <p>東海発電所の敷地面積は、約10万m²である。東海発電所の敷地及び廃止措置対象施設の配置を図4-1-1に示す。</p>	<p>変更なし</p>	<p>現行計画書から変更なし</p>
変更前	変更後	備考														
<p>四 廃止措置対象施設及びその敷地</p> <p>東海発電所（電気出力16.6万kW）は、天然ウラン・黒鉛減速・炭酸ガス冷却式原子炉であり、昭和34年12月14日に原子炉設置許可を受け（原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯を表4-1に示す）、昭和40年5月4日に原子炉の試運転を開始した。その後、約33年間に亘って、施設内外に放射性物質の汚染を生じような事故を起すことなく、安全に原子炉を運転し、平成10年3月31日に最終停止した。</p> <p>その後東海発電所は、全ての燃料の搬出を経て、平成13年10月4日に、平成17年法律第44号（平成17年5月20日公布「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」）による法改正前の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第38条第1項の規定に基づき、「東海発電所原子炉解体品」（以下「解体品」という。）を経済産業大臣に提出し（解体品及び解体品変更の経緯を表4-2に示す）、同年12月4日から解体工事を実施している。</p> <p>1 廃止措置対象施設及びその敷地の範囲</p> <p>東海発電所の廃止措置対象施設の範囲は、原子炉本体、熱交換器等の原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉並びにその附属施設及びタービン、屋外開閉所等その他の施設である。ただし、東海第二発電所との共用施設及び汚染のない建屋地下部並びに建屋基礎は除く。廃止措置対象施設を表4-3に示す。</p> <p>東海発電所の敷地面積は、約10万m²である。東海発電所の敷地及び廃止措置対象施設の配置を図4-1-1に示す。</p>	<p>四 廃止措置対象施設及びその敷地</p> <p>東海発電所（電気出力16.6万kW）は、天然ウラン・黒鉛減速・炭酸ガス冷却式原子炉であり、昭和34年12月14日に原子炉設置許可を受け（原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯を表4-1に示す）、昭和40年5月4日に原子炉の試運転を開始した。その後、約33年間に亘って、施設内外に放射性物質の汚染を生じような事故を起すことなく、安全に原子炉を運転し、平成10年3月31日に最終停止した。</p> <p>その後東海発電所は、全ての燃料の搬出を経て、平成13年10月4日に、平成17年法律第44号（平成17年5月20日公布「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」）による法改正前の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第38条第1項の規定に基づき、「東海発電所原子炉解体品」（以下「解体品」という。）を経済産業大臣に提出し（解体品及び解体品変更の経緯を表4-2に示す）、同年12月4日から解体工事を実施している。</p> <p>1 廃止措置対象施設及びその敷地の範囲</p> <p>東海発電所の廃止措置対象施設の範囲は、原子炉本体、熱交換器等の原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉並びにその附属施設及びタービン、屋外開閉所等その他の施設である。ただし、東海第二発電所との共用施設等及び汚染のない建屋地下部並びに建屋基礎は除く。廃止措置対象施設を表4-3に示す。</p> <p>東海発電所の敷地面積は、約10万m²である。東海発電所の敷地及び廃止措置対象施設の配置を図4-1-1に示す。</p>	<p>取水路及び放水路の一部閉塞に伴う変更</p>														
変更前	変更後	備考														
<p>四 廃止措置対象施設及びその敷地</p> <p>東海発電所（電気出力16.6万kW）は、天然ウラン・黒鉛減速・炭酸ガス冷却式原子炉であり、昭和34年12月14日に原子炉設置許可を受け（原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯を表4-1に示す）、昭和40年5月4日に原子炉の試運転を開始した。その後、約33年間に亘って、施設内外に放射性物質の汚染を生じような事故を起すことなく、安全に原子炉を運転し、平成10年3月31日に最終停止した。</p> <p>その後東海発電所は、全ての燃料の搬出を経て、平成13年10月4日に、平成17年法律第44号（平成17年5月20日公布「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」）による法改正前の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第38条第1項の規定に基づき、「東海発電所原子炉解体品」（以下「解体品」という。）を経済産業大臣に提出し（解体品及び解体品変更の経緯を表4-2に示す）、同年12月4日から解体工事を実施している。</p> <p>1 廃止措置対象施設及びその敷地の範囲</p> <p>東海発電所の廃止措置対象施設の範囲は、原子炉本体、熱交換器等の原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉並びにその附属施設及びタービン、屋外開閉所等その他の施設である。ただし、東海第二発電所との共用施設及び汚染のない建屋地下部並びに建屋基礎は除く。廃止措置対象施設を表4-3に示す。</p> <p>東海発電所の敷地面積は、約10万m²である。東海発電所の敷地及び廃止措置対象施設の配置を図4-1-1に示す。</p>	<p>四 廃止措置対象施設及びその敷地</p> <p>東海発電所（電気出力16.6万kW）は、天然ウラン・黒鉛減速・炭酸ガス冷却式原子炉であり、昭和34年12月14日に原子炉設置許可を受け（原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯を表4-1に示す）、昭和40年5月4日に原子炉の試運転を開始した。その後、約33年間に亘って、施設内外に放射性物質の汚染を生じような事故を起すことなく、安全に原子炉を運転し、平成10年3月31日に最終停止した。</p> <p>その後東海発電所は、全ての燃料の搬出を経て、平成13年10月4日に、平成17年法律第44号（平成17年5月20日公布「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」）による法改正前の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第38条第1項の規定に基づき、「東海発電所原子炉解体品」（以下「解体品」という。）を経済産業大臣に提出し（解体品及び解体品変更の経緯を表4-2に示す）、同年12月4日から解体工事を実施している。</p> <p>1 廃止措置対象施設及びその敷地の範囲</p> <p>東海発電所の廃止措置対象施設の範囲は、原子炉本体、熱交換器等の原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉並びにその附属施設及びタービン、屋外開閉所等その他の施設である。ただし、東海第二発電所との共用施設等及び汚染のない建屋地下部並びに建屋基礎は除く。廃止措置対象施設を表4-3に示す。</p> <p>東海発電所の敷地面積は、約10万m²である。東海発電所の敷地及び廃止措置対象施設の配置を図4-1-1に示す。</p>	<p>変更なし</p>														

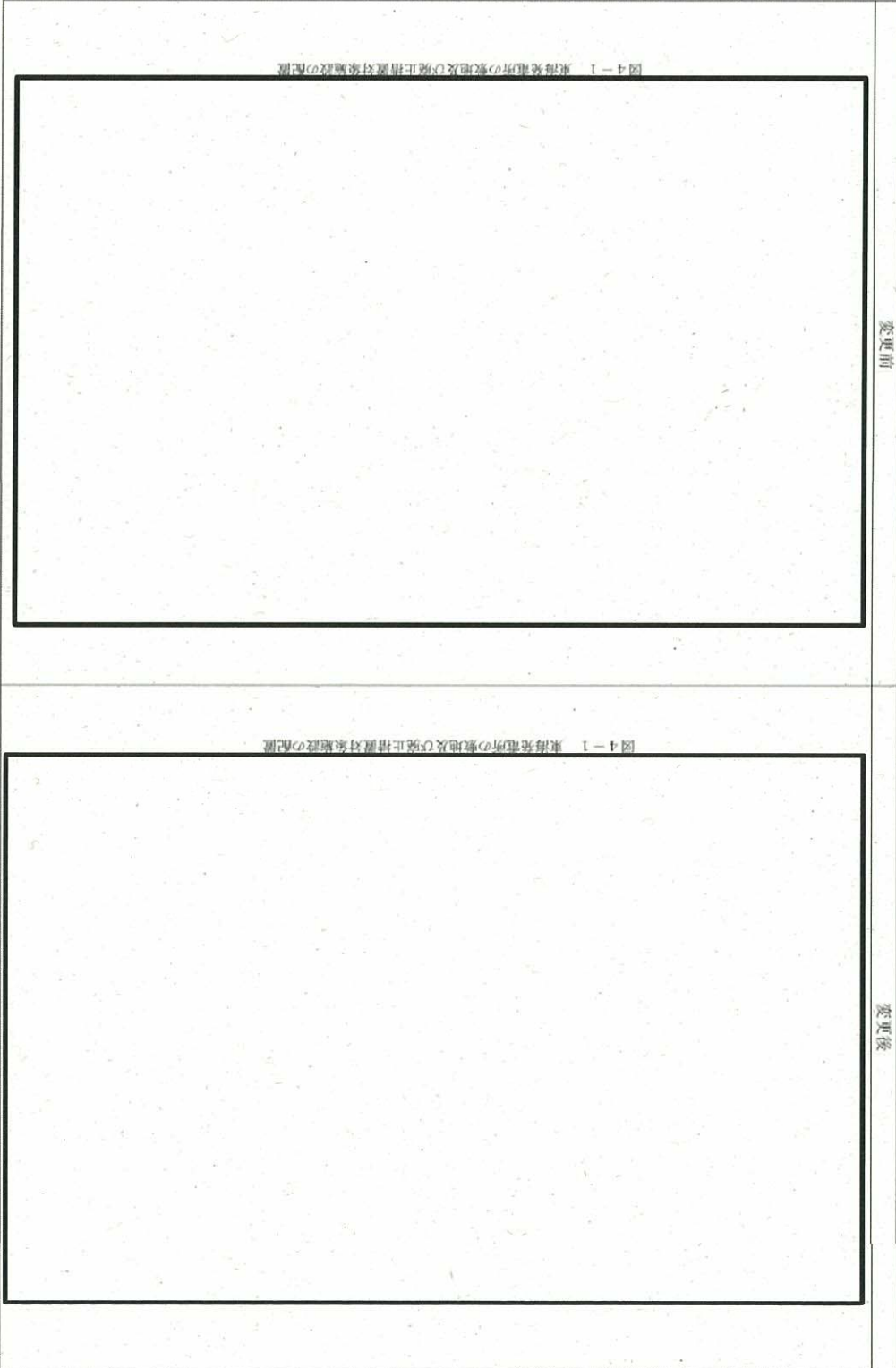
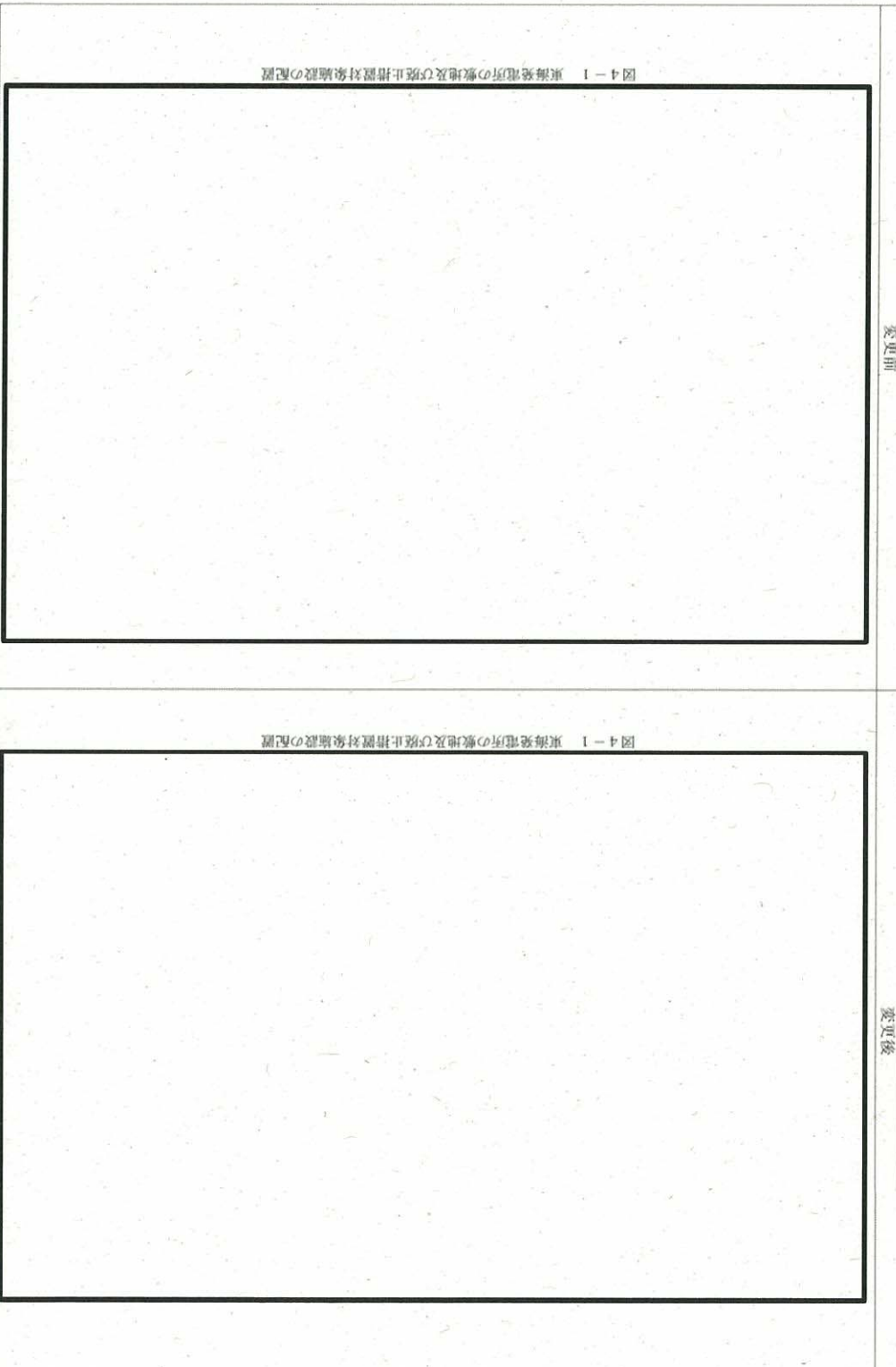
注）赤字（赤下線含む。）及び赤枠部は、補正箇所を示すものである。赤色並びに赤下線及び赤枠部は補正事項に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更認可申請書（令和元年11月22日/廃室発第82号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考																																																																																																																																																																								
2	別紙2	<p style="text-align: center;">東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表</p> <p style="text-align: center;">変更前</p> <p style="text-align: center;">表4-3 廃止措置対象施設 (2/2)</p> <p>(2) その他の主要な施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>建屋名称</th> <th>主要設備名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉室</td> <td>・燃料取扱機トランスポーター</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・給水ポンプ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・補助ボイラ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・非常用脱酸ガス貯蔵タンク^{※2}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・原子炉補機冷却水機器^{※2}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・燃料装填準備装置</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・燃料分種設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・スキップトランスポーター</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・スクリュー^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・スクリュー^{※1}取外機^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・探検受入設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・モルタル充填装置</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・クレーン</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・ホイス</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・圧電設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・クレーン</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・探検用空気圧縮機^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・補助ボイラ</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・蒸気タービン^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・発電機^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・復水設備 (復水器、復水ポンプ) ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・屋外閉閉所 (じや断器、断路器) ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・冷却水ポンプ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・前処理装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・中和タンク^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・放水路 (冷却水スクリーン室^{※1}を含む) ^{※2}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・放水路</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 解体撤去済み ※2 解体撤去中</p> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p style="text-align: center;">表4-3 廃止措置対象施設 (2/2)</p> <p>(2) その他の主要な施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>建屋名称</th> <th>主要設備名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉室</td> <td>・燃料取扱機トランスポーター</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・給水ポンプ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・補助ボイラ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・非常用脱酸ガス貯蔵タンク^{※2}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・原子炉補機冷却水機器^{※2}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・燃料装填準備装置</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・燃料分種設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・スキップトランスポーター</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・スクリュー^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・スクリュー^{※1}取外機^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・探検受入設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・モルタル充填装置</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・クレーン</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・ホイス</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・圧電設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・クレーン</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・探検用空気圧縮機^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・補助ボイラ</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・蒸気タービン^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・発電機^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・復水設備 (復水器、復水ポンプ) ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・屋外閉閉所 (じや断器、断路器) ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・冷却水ポンプ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・前処理装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・中和タンク^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・放水路 (冷却水スクリーン室^{※1}を含む) ^{※2}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・放水路</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 解体撤去済み ※2 解体撤去中</p> <p>取水路及び放水路の一部閉塞に伴う変更</p>	建屋名称	主要設備名称	原子炉室	・燃料取扱機トランスポーター	原子炉	・給水ポンプ ^{※1}	原子炉	・補助ボイラ ^{※1}	原子炉	・非常用脱酸ガス貯蔵タンク ^{※2}	原子炉	・原子炉補機冷却水機器 ^{※2}	原子炉	・燃料装填準備装置	原子炉	・燃料分種設備	原子炉	・スキップトランスポーター	原子炉	・スクリュー ^{※1}	原子炉	・スクリュー ^{※1} 取外機 ^{※1}	原子炉	・探検受入設備	原子炉	・モルタル充填装置	原子炉	・クレーン	原子炉	・ホイス	原子炉	・圧電設備	原子炉	・クレーン	原子炉	・探検用空気圧縮機 ^{※1}	原子炉	・補助ボイラ	原子炉	・蒸気タービン ^{※1}	原子炉	・発電機 ^{※1}	原子炉	・復水設備 (復水器、復水ポンプ) ^{※1}	原子炉	・屋外閉閉所 (じや断器、断路器) ^{※1}	原子炉	・冷却水ポンプ ^{※1}	原子炉	・前処理装置 ^{※1}	原子炉	・中和タンク ^{※1}	原子炉	・放水路 (冷却水スクリーン室 ^{※1} を含む) ^{※2}	原子炉	・放水路	建屋名称	主要設備名称	原子炉室	・燃料取扱機トランスポーター	原子炉	・給水ポンプ ^{※1}	原子炉	・補助ボイラ ^{※1}	原子炉	・非常用脱酸ガス貯蔵タンク ^{※2}	原子炉	・原子炉補機冷却水機器 ^{※2}	原子炉	・燃料装填準備装置	原子炉	・燃料分種設備	原子炉	・スキップトランスポーター	原子炉	・スクリュー ^{※1}	原子炉	・スクリュー ^{※1} 取外機 ^{※1}	原子炉	・探検受入設備	原子炉	・モルタル充填装置	原子炉	・クレーン	原子炉	・ホイス	原子炉	・圧電設備	原子炉	・クレーン	原子炉	・探検用空気圧縮機 ^{※1}	原子炉	・補助ボイラ	原子炉	・蒸気タービン ^{※1}	原子炉	・発電機 ^{※1}	原子炉	・復水設備 (復水器、復水ポンプ) ^{※1}	原子炉	・屋外閉閉所 (じや断器、断路器) ^{※1}	原子炉	・冷却水ポンプ ^{※1}	原子炉	・前処理装置 ^{※1}	原子炉	・中和タンク ^{※1}	原子炉	・放水路 (冷却水スクリーン室 ^{※1} を含む) ^{※2}	原子炉	・放水路	<p style="text-align: center;">東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表</p> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p style="text-align: center;">表4-3 廃止措置対象施設 (2/2)</p> <p>(2) その他の主要な施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>建屋名称</th> <th>主要設備名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉室</td> <td>・燃料取扱機トランスポーター</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・給水ポンプ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・補助ボイラ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・非常用脱酸ガス貯蔵タンク^{※2}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・原子炉補機冷却水機器^{※2}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・燃料装填準備装置</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・燃料分種設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・スキップトランスポーター</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・スクリュー^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・スクリュー^{※1}取外機^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・探検受入設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・モルタル充填装置</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・クレーン</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・ホイス</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・圧電設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・クレーン</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・探検用空気圧縮機^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・補助ボイラ</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・蒸気タービン^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・発電機^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・復水設備 (復水器、復水ポンプ) ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・屋外閉閉所 (じや断器、断路器) ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・冷却水ポンプ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・前処理装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・中和タンク^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・放水路 (冷却水スクリーン室^{※1}を含む) ^{※2}</td> </tr> <tr> <td>原子炉</td> <td>・放水路</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 解体撤去済み ※2 解体撤去中</p> <p>注) 下線及び点線は、変更箇所を示すものである。下線及び点線は、変更内容に含まない。</p>	建屋名称	主要設備名称	原子炉室	・燃料取扱機トランスポーター	原子炉	・給水ポンプ ^{※1}	原子炉	・補助ボイラ ^{※1}	原子炉	・非常用脱酸ガス貯蔵タンク ^{※2}	原子炉	・原子炉補機冷却水機器 ^{※2}	原子炉	・燃料装填準備装置	原子炉	・燃料分種設備	原子炉	・スキップトランスポーター	原子炉	・スクリュー ^{※1}	原子炉	・スクリュー ^{※1} 取外機 ^{※1}	原子炉	・探検受入設備	原子炉	・モルタル充填装置	原子炉	・クレーン	原子炉	・ホイス	原子炉	・圧電設備	原子炉	・クレーン	原子炉	・探検用空気圧縮機 ^{※1}	原子炉	・補助ボイラ	原子炉	・蒸気タービン ^{※1}	原子炉	・発電機 ^{※1}	原子炉	・復水設備 (復水器、復水ポンプ) ^{※1}	原子炉	・屋外閉閉所 (じや断器、断路器) ^{※1}	原子炉	・冷却水ポンプ ^{※1}	原子炉	・前処理装置 ^{※1}	原子炉	・中和タンク ^{※1}	原子炉	・放水路 (冷却水スクリーン室 ^{※1} を含む) ^{※2}	原子炉	・放水路	<p>備考</p> <p>変更なし</p> <p>現行計画書から変更なし</p>
建屋名称	主要設備名称																																																																																																																																																																											
原子炉室	・燃料取扱機トランスポーター																																																																																																																																																																											
原子炉	・給水ポンプ ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・補助ボイラ ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・非常用脱酸ガス貯蔵タンク ^{※2}																																																																																																																																																																											
原子炉	・原子炉補機冷却水機器 ^{※2}																																																																																																																																																																											
原子炉	・燃料装填準備装置																																																																																																																																																																											
原子炉	・燃料分種設備																																																																																																																																																																											
原子炉	・スキップトランスポーター																																																																																																																																																																											
原子炉	・スクリュー ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・スクリュー ^{※1} 取外機 ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・探検受入設備																																																																																																																																																																											
原子炉	・モルタル充填装置																																																																																																																																																																											
原子炉	・クレーン																																																																																																																																																																											
原子炉	・ホイス																																																																																																																																																																											
原子炉	・圧電設備																																																																																																																																																																											
原子炉	・クレーン																																																																																																																																																																											
原子炉	・探検用空気圧縮機 ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・補助ボイラ																																																																																																																																																																											
原子炉	・蒸気タービン ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・発電機 ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・復水設備 (復水器、復水ポンプ) ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・屋外閉閉所 (じや断器、断路器) ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・冷却水ポンプ ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・前処理装置 ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・中和タンク ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・放水路 (冷却水スクリーン室 ^{※1} を含む) ^{※2}																																																																																																																																																																											
原子炉	・放水路																																																																																																																																																																											
建屋名称	主要設備名称																																																																																																																																																																											
原子炉室	・燃料取扱機トランスポーター																																																																																																																																																																											
原子炉	・給水ポンプ ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・補助ボイラ ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・非常用脱酸ガス貯蔵タンク ^{※2}																																																																																																																																																																											
原子炉	・原子炉補機冷却水機器 ^{※2}																																																																																																																																																																											
原子炉	・燃料装填準備装置																																																																																																																																																																											
原子炉	・燃料分種設備																																																																																																																																																																											
原子炉	・スキップトランスポーター																																																																																																																																																																											
原子炉	・スクリュー ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・スクリュー ^{※1} 取外機 ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・探検受入設備																																																																																																																																																																											
原子炉	・モルタル充填装置																																																																																																																																																																											
原子炉	・クレーン																																																																																																																																																																											
原子炉	・ホイス																																																																																																																																																																											
原子炉	・圧電設備																																																																																																																																																																											
原子炉	・クレーン																																																																																																																																																																											
原子炉	・探検用空気圧縮機 ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・補助ボイラ																																																																																																																																																																											
原子炉	・蒸気タービン ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・発電機 ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・復水設備 (復水器、復水ポンプ) ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・屋外閉閉所 (じや断器、断路器) ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・冷却水ポンプ ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・前処理装置 ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・中和タンク ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・放水路 (冷却水スクリーン室 ^{※1} を含む) ^{※2}																																																																																																																																																																											
原子炉	・放水路																																																																																																																																																																											
建屋名称	主要設備名称																																																																																																																																																																											
原子炉室	・燃料取扱機トランスポーター																																																																																																																																																																											
原子炉	・給水ポンプ ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・補助ボイラ ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・非常用脱酸ガス貯蔵タンク ^{※2}																																																																																																																																																																											
原子炉	・原子炉補機冷却水機器 ^{※2}																																																																																																																																																																											
原子炉	・燃料装填準備装置																																																																																																																																																																											
原子炉	・燃料分種設備																																																																																																																																																																											
原子炉	・スキップトランスポーター																																																																																																																																																																											
原子炉	・スクリュー ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・スクリュー ^{※1} 取外機 ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・探検受入設備																																																																																																																																																																											
原子炉	・モルタル充填装置																																																																																																																																																																											
原子炉	・クレーン																																																																																																																																																																											
原子炉	・ホイス																																																																																																																																																																											
原子炉	・圧電設備																																																																																																																																																																											
原子炉	・クレーン																																																																																																																																																																											
原子炉	・探検用空気圧縮機 ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・補助ボイラ																																																																																																																																																																											
原子炉	・蒸気タービン ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・発電機 ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・復水設備 (復水器、復水ポンプ) ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・屋外閉閉所 (じや断器、断路器) ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・冷却水ポンプ ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・前処理装置 ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・中和タンク ^{※1}																																																																																																																																																																											
原子炉	・放水路 (冷却水スクリーン室 ^{※1} を含む) ^{※2}																																																																																																																																																																											
原子炉	・放水路																																																																																																																																																																											

注) 赤字 (赤下線含む) 及び赤枠部は、補正箇所を示すものである。赤色並びに赤下線及び赤枠部は補正事項に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更認可申請書（令和元年11月22日/廃室発第82号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
3	別紙2	<p style="text-align: center;">図4-1 東海発電所の敷地及び廃止措置対象施設の配置</p>  <p style="text-align: center;">東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表</p> <p style="text-align: right;">備考 取水路及び放水路の一部閉塞に伴う変更</p>	<p style="text-align: center;">図4-1 東海発電所の敷地及び廃止措置対象施設の配置</p>  <p style="text-align: center;">東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表</p> <p style="text-align: right;">備考 変更なし</p>	<p>現行計画書から変更なし</p>

: 営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

注) 赤字（赤下線含む。）及び赤枠部は、補正箇所を示すものである。赤色並びに赤下線及び赤枠部は補正事項に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更認可申請書（令和元年11月22日/廃室発第82号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考												
4	別紙2	<p style="text-align: center;">東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法 東海発電所の廃止措置は、次の基本方針に基づいて実施する。 東海発電所の廃止措置は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」等関係法令及び「<u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく数量限度等を定める告示</u>」等関係告示の要求を満足するとともに、原子力安全委員会決定「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方」（平成13年8月6日一部改訂）に適合するようにする。 東海発電所の廃止措置計画は、公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを低減するよう、適切な解体撤去工法及び解体撤去手順を策定することとする。さらに、解体中において保安のために必要な原子炉施設を適切に維持管理するとともに、放射線管理及び放射性廃棄物管理は、運転期間中と同様に関連法令及び告示を遵守する。廃止措置工事を安全・確実に実施するために各種装置を導入する場合は、これらの機器・装置の機能等に応じて日本工業規格等の規格及び基準に準拠する。 廃止措置の実施に当たっては、これらの管理の運用について東海発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定めて、これに基づき適切な品質保証活動のもと実施する。 廃止措置対象施設のうち解体の対象とする施設は、廃止措置対象施設の全て（汚染のない建屋地下部及び基礎は除く。）である。 なお、<u>廃止措置対象施設内で東海第二発電所又は廃止措置対象外の東海第二発電所との共用設備に係る工事を実施する場合には、事前に廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないことを確認した上で、東海第二発電所の設備に係る工</u>事として実施する。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法 東海発電所の廃止措置は、次の基本方針に基づいて実施する。 東海発電所の廃止措置は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」等関係法令及び「<u>核原料物質又は核燃料物質の調整の事業に関する規則等に関する告示</u>」等関係告示の要求を満足するとともに、原子力安全委員会決定「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方」（平成13年8月6日一部改訂）に適合するようにする。 東海発電所の廃止措置計画は、公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを低減するよう、適切な解体撤去工法及び解体撤去手順を策定することとする。さらに、解体中において保安のために必要な原子炉施設を適切に維持管理するとともに、放射線管理及び放射性廃棄物管理は、運転期間中と同様に関連法令及び告示を遵守する。廃止措置工事を安全・確実に実施するために各種装置を導入する場合は、これらの機器・装置の機能等に応じて日本工業規格等の規格及び基準に準拠する。 廃止措置の実施に当たっては、これらの管理の運用について東海発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定めて、これに基づき適切な品質保証活動のもと実施する。 廃止措置対象施設のうち解体の対象とする施設は、廃止措置対象施設の全て（汚染のない建屋地下部及び基礎は除く。）である。 なお、<u>東海発電所敷地内で東海第二発電所に係る工事、廃止措置対象外の東海第二発電所との共用設備に係る工事は土地の有効利用を図る等の廃止措置に係らない工事（東海第二発電所のために実施するものを除く。）を実施する場合には、事前に廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないことを確認した上で、東海第二</u>発電所の設備に係る工</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>記載の適正化</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">注）下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。</p>	変更前	変更後	備考	<p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法 東海発電所の廃止措置は、次の基本方針に基づいて実施する。 東海発電所の廃止措置は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」等関係法令及び「<u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく数量限度等を定める告示</u>」等関係告示の要求を満足するとともに、原子力安全委員会決定「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方」（平成13年8月6日一部改訂）に適合するようにする。 東海発電所の廃止措置計画は、公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを低減するよう、適切な解体撤去工法及び解体撤去手順を策定することとする。さらに、解体中において保安のために必要な原子炉施設を適切に維持管理するとともに、放射線管理及び放射性廃棄物管理は、運転期間中と同様に関連法令及び告示を遵守する。廃止措置工事を安全・確実に実施するために各種装置を導入する場合は、これらの機器・装置の機能等に応じて日本工業規格等の規格及び基準に準拠する。 廃止措置の実施に当たっては、これらの管理の運用について東海発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定めて、これに基づき適切な品質保証活動のもと実施する。 廃止措置対象施設のうち解体の対象とする施設は、廃止措置対象施設の全て（汚染のない建屋地下部及び基礎は除く。）である。 なお、<u>廃止措置対象施設内で東海第二発電所又は廃止措置対象外の東海第二発電所との共用設備に係る工事を実施する場合には、事前に廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないことを確認した上で、東海第二発電所の設備に係る工</u>事として実施する。</p>	<p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法 東海発電所の廃止措置は、次の基本方針に基づいて実施する。 東海発電所の廃止措置は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」等関係法令及び「<u>核原料物質又は核燃料物質の調整の事業に関する規則等に関する告示</u>」等関係告示の要求を満足するとともに、原子力安全委員会決定「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方」（平成13年8月6日一部改訂）に適合するようにする。 東海発電所の廃止措置計画は、公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを低減するよう、適切な解体撤去工法及び解体撤去手順を策定することとする。さらに、解体中において保安のために必要な原子炉施設を適切に維持管理するとともに、放射線管理及び放射性廃棄物管理は、運転期間中と同様に関連法令及び告示を遵守する。廃止措置工事を安全・確実に実施するために各種装置を導入する場合は、これらの機器・装置の機能等に応じて日本工業規格等の規格及び基準に準拠する。 廃止措置の実施に当たっては、これらの管理の運用について東海発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定めて、これに基づき適切な品質保証活動のもと実施する。 廃止措置対象施設のうち解体の対象とする施設は、廃止措置対象施設の全て（汚染のない建屋地下部及び基礎は除く。）である。 なお、<u>東海発電所敷地内で東海第二発電所に係る工事、廃止措置対象外の東海第二発電所との共用設備に係る工事は土地の有効利用を図る等の廃止措置に係らない工事（東海第二発電所のために実施するものを除く。）を実施する場合には、事前に廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないことを確認した上で、東海第二</u>発電所の設備に係る工</p>	<p>記載の適正化</p>	<p style="text-align: center;">東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法 東海発電所の廃止措置は、次の基本方針に基づいて実施する。 東海発電所の廃止措置は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」等関係法令及び「<u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく数量限度等を定める告示</u>」等関係告示の要求を満足するとともに、原子力安全委員会決定「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方」（平成13年8月6日一部改訂）に適合するようにする。 東海発電所の廃止措置計画は、公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを低減するよう、適切な解体撤去工法及び解体撤去手順を策定することとする。さらに、解体中において保安のために必要な原子炉施設を適切に維持管理するとともに、放射線管理及び放射性廃棄物管理は、運転期間中と同様に関連法令及び告示を遵守する。廃止措置工事を安全・確実に実施するために各種装置を導入する場合は、これらの機器・装置の機能等に応じて日本工業規格等の規格及び基準に準拠する。 廃止措置の実施に当たっては、これらの管理の運用について東海発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定めて、これに基づき適切な品質保証活動のもと実施する。 廃止措置対象施設のうち解体の対象とする施設は、廃止措置対象施設の全て（汚染のない建屋地下部及び基礎は除く。）である。 なお、<u>廃止措置対象施設内で東海第二発電所又は廃止措置対象外の東海第二発電所との共用設備に係る工事を実施する場合には、事前に廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないことを確認した上で、東海第二発電所の設備に係る工</u>事として実施する。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法 東海発電所の廃止措置は、次の基本方針に基づいて実施する。 東海発電所の廃止措置は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」等関係法令及び「<u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく数量限度等を定める告示</u>」等関係告示の要求を満足するとともに、原子力安全委員会決定「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方」（平成13年8月6日一部改訂）に適合するようにする。 東海発電所の廃止措置計画は、公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを低減するよう、適切な解体撤去工法及び解体撤去手順を策定することとする。さらに、解体中において保安のために必要な原子炉施設を適切に維持管理するとともに、放射線管理及び放射性廃棄物管理は、運転期間中と同様に関連法令及び告示を遵守する。廃止措置工事を安全・確実に実施するために各種装置を導入する場合は、これらの機器・装置の機能等に応じて日本工業規格等の規格及び基準に準拠する。 廃止措置の実施に当たっては、これらの管理の運用について東海発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定めて、これに基づき適切な品質保証活動のもと実施する。 廃止措置対象施設のうち解体の対象とする施設は、廃止措置対象施設の全て（汚染のない建屋地下部及び基礎は除く。）である。 なお、<u>東海発電所敷地内で東海第二発電所に係る工事、廃止措置対象外の東海第二発電所との共用設備に係る工事は土地の有効利用を図る等の廃止措置に係らない工事（東海第二発電所のために実施するものを除く。）を実施する場合には、事前に廃止措置対象施設</u>の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないことを確認した上で、東海第二</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>記載の適正化</p> <p>取水路及び放水路のうち、東海第二発電所の津波浸水対策として閉塞する部分及び更なる地盤の安全性を確保するために閉塞する部分について、廃止措置対象施設としたうえで、解体対象施設から除外する。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">注）下線及び赤字は、変更箇所を示すものである。下線及び赤字は、変更内容に含まない。</p>	変更前	変更後	備考	<p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法 東海発電所の廃止措置は、次の基本方針に基づいて実施する。 東海発電所の廃止措置は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」等関係法令及び「<u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく数量限度等を定める告示</u>」等関係告示の要求を満足するとともに、原子力安全委員会決定「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方」（平成13年8月6日一部改訂）に適合するようにする。 東海発電所の廃止措置計画は、公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを低減するよう、適切な解体撤去工法及び解体撤去手順を策定することとする。さらに、解体中において保安のために必要な原子炉施設を適切に維持管理するとともに、放射線管理及び放射性廃棄物管理は、運転期間中と同様に関連法令及び告示を遵守する。廃止措置工事を安全・確実に実施するために各種装置を導入する場合は、これらの機器・装置の機能等に応じて日本工業規格等の規格及び基準に準拠する。 廃止措置の実施に当たっては、これらの管理の運用について東海発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定めて、これに基づき適切な品質保証活動のもと実施する。 廃止措置対象施設のうち解体の対象とする施設は、廃止措置対象施設の全て（汚染のない建屋地下部及び基礎は除く。）である。 なお、<u>廃止措置対象施設内で東海第二発電所又は廃止措置対象外の東海第二発電所との共用設備に係る工事を実施する場合には、事前に廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないことを確認した上で、東海第二発電所の設備に係る工</u>事として実施する。</p>	<p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法 東海発電所の廃止措置は、次の基本方針に基づいて実施する。 東海発電所の廃止措置は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」等関係法令及び「<u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく数量限度等を定める告示</u>」等関係告示の要求を満足するとともに、原子力安全委員会決定「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方」（平成13年8月6日一部改訂）に適合するようにする。 東海発電所の廃止措置計画は、公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを低減するよう、適切な解体撤去工法及び解体撤去手順を策定することとする。さらに、解体中において保安のために必要な原子炉施設を適切に維持管理するとともに、放射線管理及び放射性廃棄物管理は、運転期間中と同様に関連法令及び告示を遵守する。廃止措置工事を安全・確実に実施するために各種装置を導入する場合は、これらの機器・装置の機能等に応じて日本工業規格等の規格及び基準に準拠する。 廃止措置の実施に当たっては、これらの管理の運用について東海発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定めて、これに基づき適切な品質保証活動のもと実施する。 廃止措置対象施設のうち解体の対象とする施設は、廃止措置対象施設の全て（汚染のない建屋地下部及び基礎は除く。）である。 なお、<u>東海発電所敷地内で東海第二発電所に係る工事、廃止措置対象外の東海第二発電所との共用設備に係る工事は土地の有効利用を図る等の廃止措置に係らない工事（東海第二発電所のために実施するものを除く。）を実施する場合には、事前に廃止措置対象施設</u>の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないことを確認した上で、東海第二</p>	<p>記載の適正化</p> <p>取水路及び放水路のうち、東海第二発電所の津波浸水対策として閉塞する部分及び更なる地盤の安全性を確保するために閉塞する部分について、廃止措置対象施設としたうえで、解体対象施設から除外する。</p>	<p>取水路及び放水路のうち、東海第二発電所の津波浸水対策として閉塞する部分及び更なる地盤の安全性を確保するために閉塞する部分について、廃止措置対象施設としたうえで、解体対象施設から除外する。</p>
変更前	変更後	備考														
<p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法 東海発電所の廃止措置は、次の基本方針に基づいて実施する。 東海発電所の廃止措置は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」等関係法令及び「<u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく数量限度等を定める告示</u>」等関係告示の要求を満足するとともに、原子力安全委員会決定「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方」（平成13年8月6日一部改訂）に適合するようにする。 東海発電所の廃止措置計画は、公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを低減するよう、適切な解体撤去工法及び解体撤去手順を策定することとする。さらに、解体中において保安のために必要な原子炉施設を適切に維持管理するとともに、放射線管理及び放射性廃棄物管理は、運転期間中と同様に関連法令及び告示を遵守する。廃止措置工事を安全・確実に実施するために各種装置を導入する場合は、これらの機器・装置の機能等に応じて日本工業規格等の規格及び基準に準拠する。 廃止措置の実施に当たっては、これらの管理の運用について東海発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定めて、これに基づき適切な品質保証活動のもと実施する。 廃止措置対象施設のうち解体の対象とする施設は、廃止措置対象施設の全て（汚染のない建屋地下部及び基礎は除く。）である。 なお、<u>廃止措置対象施設内で東海第二発電所又は廃止措置対象外の東海第二発電所との共用設備に係る工事を実施する場合には、事前に廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないことを確認した上で、東海第二発電所の設備に係る工</u>事として実施する。</p>	<p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法 東海発電所の廃止措置は、次の基本方針に基づいて実施する。 東海発電所の廃止措置は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」等関係法令及び「<u>核原料物質又は核燃料物質の調整の事業に関する規則等に関する告示</u>」等関係告示の要求を満足するとともに、原子力安全委員会決定「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方」（平成13年8月6日一部改訂）に適合するようにする。 東海発電所の廃止措置計画は、公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを低減するよう、適切な解体撤去工法及び解体撤去手順を策定することとする。さらに、解体中において保安のために必要な原子炉施設を適切に維持管理するとともに、放射線管理及び放射性廃棄物管理は、運転期間中と同様に関連法令及び告示を遵守する。廃止措置工事を安全・確実に実施するために各種装置を導入する場合は、これらの機器・装置の機能等に応じて日本工業規格等の規格及び基準に準拠する。 廃止措置の実施に当たっては、これらの管理の運用について東海発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定めて、これに基づき適切な品質保証活動のもと実施する。 廃止措置対象施設のうち解体の対象とする施設は、廃止措置対象施設の全て（汚染のない建屋地下部及び基礎は除く。）である。 なお、<u>東海発電所敷地内で東海第二発電所に係る工事、廃止措置対象外の東海第二発電所との共用設備に係る工事は土地の有効利用を図る等の廃止措置に係らない工事（東海第二発電所のために実施するものを除く。）を実施する場合には、事前に廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないことを確認した上で、東海第二</u>発電所の設備に係る工</p>	<p>記載の適正化</p>														
変更前	変更後	備考														
<p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法 東海発電所の廃止措置は、次の基本方針に基づいて実施する。 東海発電所の廃止措置は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」等関係法令及び「<u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく数量限度等を定める告示</u>」等関係告示の要求を満足するとともに、原子力安全委員会決定「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方」（平成13年8月6日一部改訂）に適合するようにする。 東海発電所の廃止措置計画は、公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを低減するよう、適切な解体撤去工法及び解体撤去手順を策定することとする。さらに、解体中において保安のために必要な原子炉施設を適切に維持管理するとともに、放射線管理及び放射性廃棄物管理は、運転期間中と同様に関連法令及び告示を遵守する。廃止措置工事を安全・確実に実施するために各種装置を導入する場合は、これらの機器・装置の機能等に応じて日本工業規格等の規格及び基準に準拠する。 廃止措置の実施に当たっては、これらの管理の運用について東海発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定めて、これに基づき適切な品質保証活動のもと実施する。 廃止措置対象施設のうち解体の対象とする施設は、廃止措置対象施設の全て（汚染のない建屋地下部及び基礎は除く。）である。 なお、<u>廃止措置対象施設内で東海第二発電所又は廃止措置対象外の東海第二発電所との共用設備に係る工事を実施する場合には、事前に廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないことを確認した上で、東海第二発電所の設備に係る工</u>事として実施する。</p>	<p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法 東海発電所の廃止措置は、次の基本方針に基づいて実施する。 東海発電所の廃止措置は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」等関係法令及び「<u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく数量限度等を定める告示</u>」等関係告示の要求を満足するとともに、原子力安全委員会決定「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方」（平成13年8月6日一部改訂）に適合するようにする。 東海発電所の廃止措置計画は、公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを低減するよう、適切な解体撤去工法及び解体撤去手順を策定することとする。さらに、解体中において保安のために必要な原子炉施設を適切に維持管理するとともに、放射線管理及び放射性廃棄物管理は、運転期間中と同様に関連法令及び告示を遵守する。廃止措置工事を安全・確実に実施するために各種装置を導入する場合は、これらの機器・装置の機能等に応じて日本工業規格等の規格及び基準に準拠する。 廃止措置の実施に当たっては、これらの管理の運用について東海発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定めて、これに基づき適切な品質保証活動のもと実施する。 廃止措置対象施設のうち解体の対象とする施設は、廃止措置対象施設の全て（汚染のない建屋地下部及び基礎は除く。）である。 なお、<u>東海発電所敷地内で東海第二発電所に係る工事、廃止措置対象外の東海第二発電所との共用設備に係る工事は土地の有効利用を図る等の廃止措置に係らない工事（東海第二発電所のために実施するものを除く。）を実施する場合には、事前に廃止措置対象施設</u>の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないことを確認した上で、東海第二</p>	<p>記載の適正化</p> <p>取水路及び放水路のうち、東海第二発電所の津波浸水対策として閉塞する部分及び更なる地盤の安全性を確保するために閉塞する部分について、廃止措置対象施設としたうえで、解体対象施設から除外する。</p>														

注）赤字（赤下線含む。）及び赤字部は、補正箇所を示すものである。赤色並びに赤下線及び赤字部は補正事項に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更認可申請書（令和元年11月22日/廃室発第82号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考								
5	別紙2	<p style="text-align: center;">東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">変更前</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">変更後</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">発電所の設備に係る工事として実施する。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">備考</p>	変更前	変更後	発電所の設備に係る工事として実施する。		<p style="text-align: center;">東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">変更前</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">変更後</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事として実施する。</td> <td style="text-align: center;">の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないことを確認した上で、東海第二発電所の設備に係る工事として実施する。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">備考</p> <p style="text-align: center;">盤の安全性を確保するために閉塞する部分について、廃止措置対象施設として、解体対象施設から除外する。</p>	変更前	変更後	事として実施する。	の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないことを確認した上で、東海第二発電所の設備に係る工事として実施する。	
変更前	変更後											
発電所の設備に係る工事として実施する。												
変更前	変更後											
事として実施する。	の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないことを確認した上で、東海第二発電所の設備に係る工事として実施する。											

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

注) 下線及び点線は、変更箇所を示すものである。下線及び点線は、変更内容に含まない。

注) 赤字（赤下線含む。）及び赤枠部は、補正箇所を示すものである。赤色並びに赤下線及び赤枠部は補正事項に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更認可申請書（令和元年 11 月 22 日/廃室発第 82 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
—	—	—	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>変更前</p> <p>(3) 建屋及び構築物の解体 汚染設備の撤去後、建屋に残っている汚染をはつり装置によるはつり等の方法で除去する。施設内の汚染を除去した後、汚染状況を確認した上で全ての管理区域を解除する。 汚染のない建屋も含めて廃止措置対象施設は全て(汚染のない建屋地下部及び基礎は除く。)大型ブローカ等の重機を用いて解体撤去する。なお、廃止措置対象施設解体撤去後の敷地は、隣接の東海第二発電所の周辺監視区域として継続管理する。廃止措置終了後の状態を図5-2に示す。</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>変更後</p> <p>(3) 建屋及び構築物の解体 汚染設備の撤去後、建屋に残っている汚染をはつり装置によるはつり等の方法で除去する。施設内の汚染を除去した後、汚染状況を確認した上で全ての管理区域を解除する。 汚染のない建屋も含めて廃止措置対象施設は全て(汚染のない建屋地下部及び基礎は除く。)大型ブローカ等の重機を用いて解体撤去する。 及び取本筋及び取本筋の一部は除く。大型ブローカ等の重機を用いて解体撤去する。 なお、廃止措置対象施設解体撤去後の敷地は、隣接の東海第二発電所の周辺監視区域として継続管理する。廃止措置終了後の状態を図5-3に示す。</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>備考</p> <p>取水路及び放水路のうち、東海第二発電所の津波浸水対策として閉塞する部分及び更なる地盤の安全性を確保するために閉塞する部分について、廃止措置対象施設として除外する。</p> </div>	<p>東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表</p>

注) 下線及び点線は、変更箇所を示すものである。下線及び点線は、変更内容に含まない。

注) 赤字（赤下線含む。）及び赤枠部は、補正箇所を示すものである。赤色並びに赤下線及び赤枠部は補正事項に含まない。

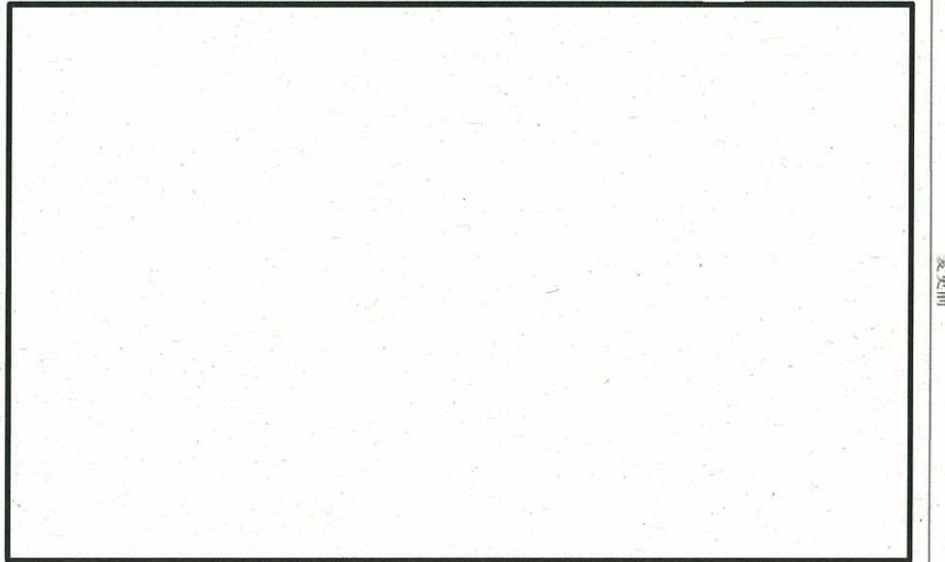
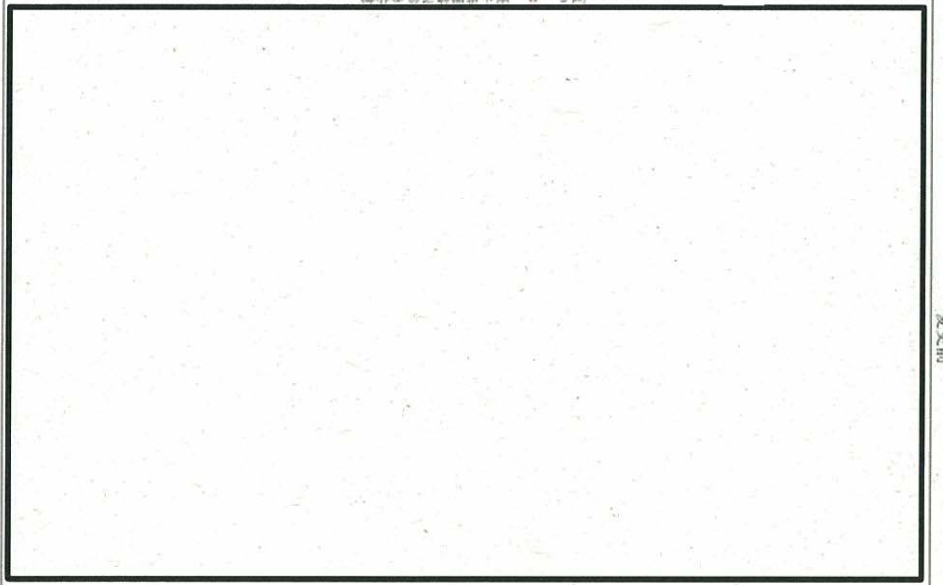
東海発電所 廃止措置計画変更認可申請書（令和元年11月22日/廃室発第82号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
—	—		<div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">注) 下線及び赤字は、変更箇所を示すものである。下線及び赤字は、変更内容に含まない。</p>	<p>解体対象施設の明確化</p>

: 営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

注) 赤字（赤下線含む。）及び赤字部は、補正箇所を示すものである。赤色並びに赤下線及び赤字部は補正事項に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更認可申請書（令和元年 11 月 22 日/廃室発第 82 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
6	別紙 2	<p style="text-align: center;">図 5-2 廃止措置終了後の状態</p>  <p style="text-align: center;">図 5-2 廃止措置終了後の状態</p> <p style="text-align: center;">(注) 点線枠は、変更箇所を示すものである。点線枠は、変更内容に含まない。</p> <p style="text-align: center;">備考 取水路及び放水路の一部閉塞に伴う変更</p>	<p style="text-align: center;">図 5-2 廃止措置終了後の状態</p>  <p style="text-align: center;">図 5-2 廃止措置終了後の状態</p> <p style="text-align: center;">(注) 点線及び点線枠は、変更箇所を示すものである。点線及び点線枠は、変更内容に含まない。</p> <p style="text-align: center;">備考 図添付リド</p>	<p>取水路及び放水路のうち、東海第二発電所の津波浸水対策として閉塞する部分及び更なる地盤の安全性を確保するために閉塞する部分について、廃止措置対象施設としたうえで、解体対象施設から除外する。</p>

: 営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

注) 赤字 (赤下線含む。) 及び赤枠部は、補正箇所を示すものである。赤色並びに赤下線及び赤枠部は補正事項に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更認可申請書（令和元年11月22日/廃室発第82号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
8	別紙2	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="width: 100%; text-align: center;"> <small>図2-1-1 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図</small> </div> <div style="width: 100%; text-align: center;"> </div> <div style="width: 100%; text-align: center;"> <small>変更前</small> </div> <div style="width: 100%; text-align: center;"> <small>東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表</small> </div> <div style="width: 100%; text-align: center;"> <small>変更後</small> </div> <div style="width: 100%; text-align: center;"> <small>図2-1-1 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図</small> </div> <div style="width: 100%; text-align: center;"> <small>備考</small> </div> <div style="width: 100%; text-align: center;"> <small>取水路及び放水路の一部閉塞に伴う変更</small> </div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">注) 点線枠は、変更箇所を示すものである。点線枠は、変更内容に含まない。</p>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="width: 100%; text-align: center;"> <small>図2-1-1 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図</small> </div> <div style="width: 100%; text-align: center;"> </div> <div style="width: 100%; text-align: center;"> <small>変更前</small> </div> <div style="width: 100%; text-align: center;"> <small>東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表</small> </div> <div style="width: 100%; text-align: center;"> <small>変更後</small> </div> <div style="width: 100%; text-align: center;"> <small>図2-1-1 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図</small> </div> <div style="width: 100%; text-align: center;"> <small>備考</small> </div> <div style="width: 100%; text-align: center;"> <small>変更なし</small> </div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものである。下線及び点線枠は、変更内容に含まない。</p>	<p>現行計画書から変更なし</p>

: 営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

注) 赤字（赤下線含む。）及び赤枠部は、補正箇所を示すものである。赤色並びに赤下線及び赤枠部は補正事項に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更認可申請書（令和元年 11 月 22 日/廃室発第 82 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考																																																																																																
9	別紙 2	<p style="text-align: center;">東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表</p> <p style="text-align: center;">表 6-1-2 廃止措置を実施するために必要な主要施設の維持管理 (建屋・構築物等の維持管理)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>機能</th> <th>維持期間</th> <th>工務方法の区分</th> <th>廃棄の方法の区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建屋・構築物等 1. 使用済燃料冷却池建屋</td> <td>使用済燃料冷却池建屋内の放射性物質の漏えいを防止できること。</td> <td>当該建屋の内包する汚染を除去するまで</td> <td>(2)d, (2)g, (3)a~c, (4)b, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 放射性廃液処理建屋</td> <td>放射性廃液処理建屋内の放射性物質の漏えいを防止できること。</td> <td></td> <td>(2)g, (4)b, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 固化処理建屋</td> <td>固化処理建屋内の放射性物質の漏えいを防止できること。</td> <td></td> <td>(2)g, (4)b, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. サーベイス建屋</td> <td>サーベイス建屋内の放射性物質の漏えいを防止できること。</td> <td></td> <td>(2)g, (4)b, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. おび-オウガ-建屋</td> <td>おび-オウガ-建屋内の放射性物質の漏えいを防止できること。</td> <td></td> <td>(2)g, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 取水路</td> <td>希釈水が取水できること。</td> <td>管理区域解除工事が終了するまで</td> <td>(1)~(4)c</td> <td>B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 放水路</td> <td>希釈放水が放流できること。</td> <td></td> <td>(1)~(4)c</td> <td>B</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	機能	維持期間	工務方法の区分	廃棄の方法の区分	備考	建屋・構築物等 1. 使用済燃料冷却池建屋	使用済燃料冷却池建屋内の放射性物質の漏えいを防止できること。	当該建屋の内包する汚染を除去するまで	(2)d, (2)g, (3)a~c, (4)b, (4)c	A		2. 放射性廃液処理建屋	放射性廃液処理建屋内の放射性物質の漏えいを防止できること。		(2)g, (4)b, (4)c	A		3. 固化処理建屋	固化処理建屋内の放射性物質の漏えいを防止できること。		(2)g, (4)b, (4)c	A		4. サーベイス建屋	サーベイス建屋内の放射性物質の漏えいを防止できること。		(2)g, (4)b, (4)c	A		5. おび-オウガ-建屋	おび-オウガ-建屋内の放射性物質の漏えいを防止できること。		(2)g, (4)c	A		6. 取水路	希釈水が取水できること。	管理区域解除工事が終了するまで	(1)~(4)c	B		7. 放水路	希釈放水が放流できること。		(1)~(4)c	B		<p style="text-align: center;">東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表</p> <p style="text-align: center;">表 6-1-2 廃止措置を実施するために必要な主要施設の維持管理 (建屋・構築物等の維持管理)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>機能</th> <th>維持期間</th> <th>工務方法の区分</th> <th>廃棄の方法の区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建屋・構築物等 1. 使用済燃料冷却池建屋</td> <td>使用済燃料冷却池建屋内の放射性物質の漏えいを防止できること。</td> <td>当該建屋の内包する汚染を除去するまで</td> <td>(2)d, (2)g, (3)a~c, (4)b, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 放射性廃液処理建屋</td> <td>放射性廃液処理建屋内の放射性物質の漏えいを防止できること。</td> <td></td> <td>(2)g, (4)b, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 固化処理建屋</td> <td>固化処理建屋内の放射性物質の漏えいを防止できること。</td> <td></td> <td>(2)g, (4)b, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. サーベイス建屋</td> <td>サーベイス建屋内の放射性物質の漏えいを防止できること。</td> <td></td> <td>(2)g, (4)b, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. おび-オウガ-建屋</td> <td>おび-オウガ-建屋内の放射性物質の漏えいを防止できること。</td> <td></td> <td>(2)g, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 取水路</td> <td>希釈水が取水できること。</td> <td>管理区域解除工事が終了するまで</td> <td>(1)~(4)c</td> <td>B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 放水路</td> <td>希釈放水が放流できること。</td> <td></td> <td>(1)~(4)c</td> <td>B</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注：一部別添を添く。</p>	名称	機能	維持期間	工務方法の区分	廃棄の方法の区分	備考	建屋・構築物等 1. 使用済燃料冷却池建屋	使用済燃料冷却池建屋内の放射性物質の漏えいを防止できること。	当該建屋の内包する汚染を除去するまで	(2)d, (2)g, (3)a~c, (4)b, (4)c	A		2. 放射性廃液処理建屋	放射性廃液処理建屋内の放射性物質の漏えいを防止できること。		(2)g, (4)b, (4)c	A		3. 固化処理建屋	固化処理建屋内の放射性物質の漏えいを防止できること。		(2)g, (4)b, (4)c	A		4. サーベイス建屋	サーベイス建屋内の放射性物質の漏えいを防止できること。		(2)g, (4)b, (4)c	A		5. おび-オウガ-建屋	おび-オウガ-建屋内の放射性物質の漏えいを防止できること。		(2)g, (4)c	A		6. 取水路	希釈水が取水できること。	管理区域解除工事が終了するまで	(1)~(4)c	B		7. 放水路	希釈放水が放流できること。		(1)~(4)c	B		<p>取水路及び放水路の一部閉塞に伴う変更</p>
名称	機能	維持期間	工務方法の区分	廃棄の方法の区分	備考																																																																																															
建屋・構築物等 1. 使用済燃料冷却池建屋	使用済燃料冷却池建屋内の放射性物質の漏えいを防止できること。	当該建屋の内包する汚染を除去するまで	(2)d, (2)g, (3)a~c, (4)b, (4)c	A																																																																																																
2. 放射性廃液処理建屋	放射性廃液処理建屋内の放射性物質の漏えいを防止できること。		(2)g, (4)b, (4)c	A																																																																																																
3. 固化処理建屋	固化処理建屋内の放射性物質の漏えいを防止できること。		(2)g, (4)b, (4)c	A																																																																																																
4. サーベイス建屋	サーベイス建屋内の放射性物質の漏えいを防止できること。		(2)g, (4)b, (4)c	A																																																																																																
5. おび-オウガ-建屋	おび-オウガ-建屋内の放射性物質の漏えいを防止できること。		(2)g, (4)c	A																																																																																																
6. 取水路	希釈水が取水できること。	管理区域解除工事が終了するまで	(1)~(4)c	B																																																																																																
7. 放水路	希釈放水が放流できること。		(1)~(4)c	B																																																																																																
名称	機能	維持期間	工務方法の区分	廃棄の方法の区分	備考																																																																																															
建屋・構築物等 1. 使用済燃料冷却池建屋	使用済燃料冷却池建屋内の放射性物質の漏えいを防止できること。	当該建屋の内包する汚染を除去するまで	(2)d, (2)g, (3)a~c, (4)b, (4)c	A																																																																																																
2. 放射性廃液処理建屋	放射性廃液処理建屋内の放射性物質の漏えいを防止できること。		(2)g, (4)b, (4)c	A																																																																																																
3. 固化処理建屋	固化処理建屋内の放射性物質の漏えいを防止できること。		(2)g, (4)b, (4)c	A																																																																																																
4. サーベイス建屋	サーベイス建屋内の放射性物質の漏えいを防止できること。		(2)g, (4)b, (4)c	A																																																																																																
5. おび-オウガ-建屋	おび-オウガ-建屋内の放射性物質の漏えいを防止できること。		(2)g, (4)c	A																																																																																																
6. 取水路	希釈水が取水できること。	管理区域解除工事が終了するまで	(1)~(4)c	B																																																																																																
7. 放水路	希釈放水が放流できること。		(1)~(4)c	B																																																																																																

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものである。下線及び点線枠は、変更内容に含まない。

注) 赤字（赤下線含む）及び赤枠部は、補正箇所を示すものである。赤色並びに赤下線及び赤枠部は補正事項に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更認可申請書（令和元年11月22日/廃室発第82号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正後	備考																																																																																																							
9	別紙2	<p style="text-align: center;">東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>機能</th> <th>維持期間</th> <th>工事方法の区分</th> <th>廃棄の方法の区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用済燃料貯埋地建物</td> <td>使用済燃料貯埋地建物内の放射性粉じんを防止できること。</td> <td>当該建物の内包する汚染を除去する時まで</td> <td>(2)g, (2)g (3)a~c, (4)b, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 放射性廃液処理建物</td> <td>放射性廃液処理建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。</td> <td></td> <td>(2)g, (4)b, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 固化処理建物</td> <td>固化処理建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。</td> <td></td> <td>(2)g, (4)b, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. サーベス建物</td> <td>サーベス建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。</td> <td></td> <td>(2)g, (4)b, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. おびろ-アサガ/建物</td> <td>おびろ-アサガ/建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。</td> <td></td> <td>(2)g, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 取水路</td> <td>希釈水が取水できること。</td> <td>管理区域解除工事が終了するまで</td> <td>(1)~(4)c</td> <td>B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 放水路</td> <td>希釈放水が放水できること。</td> <td></td> <td>(1)~(4)c</td> <td>B</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> <td> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>機能</th> <th>維持期間</th> <th>工事方法の区分</th> <th>廃棄の方法の区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用済燃料貯埋地建物</td> <td>使用済燃料貯埋地建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。</td> <td>当該建物の内包する汚染を除去する時まで</td> <td>(2)g, (2)g (3)a~c, (4)b, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 放射性廃液処理建物</td> <td>放射性廃液処理建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。</td> <td></td> <td>(2)g, (4)b, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 固化処理建物</td> <td>固化処理建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。</td> <td></td> <td>(2)g, (4)b, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. サーベス建物</td> <td>サーベス建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。</td> <td></td> <td>(2)g, (4)b, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. おびろ-アサガ/建物</td> <td>おびろ-アサガ/建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。</td> <td></td> <td>(2)g, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 取水路</td> <td>希釈水が取水できること。</td> <td>管理区域解除工事が終了するまで</td> <td>(1)~(4)c</td> <td>B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 放水路</td> <td>希釈放水が放水できること。</td> <td></td> <td>(1)~(4)c</td> <td>B</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表6-1-2 廃止措置を実施するために必要な主要施設の維持管理 (建屋・構築物等の維持管理)</p> <p style="text-align: center;">表6-1-2 廃止措置を実施するために必要な主要施設の維持管理 (建屋・構築物等の維持管理)</p> <p>注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものである。下線及び点線枠は、変更内容に含まない。</p> </td> <td> <p>取水路及び放水路のうち、東海第二発電所の津波浸水対策として閉塞する部分及び更なる地盤の安全性を確保するために閉塞する部分について、廃止措置対象施設としたうえで、解体対象施設から除外する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前		変更後		備考	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>機能</th> <th>維持期間</th> <th>工事方法の区分</th> <th>廃棄の方法の区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用済燃料貯埋地建物</td> <td>使用済燃料貯埋地建物内の放射性粉じんを防止できること。</td> <td>当該建物の内包する汚染を除去する時まで</td> <td>(2)g, (2)g (3)a~c, (4)b, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 放射性廃液処理建物</td> <td>放射性廃液処理建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。</td> <td></td> <td>(2)g, (4)b, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 固化処理建物</td> <td>固化処理建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。</td> <td></td> <td>(2)g, (4)b, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. サーベス建物</td> <td>サーベス建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。</td> <td></td> <td>(2)g, (4)b, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. おびろ-アサガ/建物</td> <td>おびろ-アサガ/建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。</td> <td></td> <td>(2)g, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 取水路</td> <td>希釈水が取水できること。</td> <td>管理区域解除工事が終了するまで</td> <td>(1)~(4)c</td> <td>B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 放水路</td> <td>希釈放水が放水できること。</td> <td></td> <td>(1)~(4)c</td> <td>B</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	機能	維持期間	工事方法の区分	廃棄の方法の区分	備考	1. 使用済燃料貯埋地建物	使用済燃料貯埋地建物内の放射性粉じんを防止できること。	当該建物の内包する汚染を除去する時まで	(2)g, (2)g (3)a~c, (4)b, (4)c	A		2. 放射性廃液処理建物	放射性廃液処理建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。		(2)g, (4)b, (4)c	A		3. 固化処理建物	固化処理建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。		(2)g, (4)b, (4)c	A		4. サーベス建物	サーベス建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。		(2)g, (4)b, (4)c	A		5. おびろ-アサガ/建物	おびろ-アサガ/建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。		(2)g, (4)c	A		6. 取水路	希釈水が取水できること。	管理区域解除工事が終了するまで	(1)~(4)c	B		7. 放水路	希釈放水が放水できること。		(1)~(4)c	B		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>機能</th> <th>維持期間</th> <th>工事方法の区分</th> <th>廃棄の方法の区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用済燃料貯埋地建物</td> <td>使用済燃料貯埋地建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。</td> <td>当該建物の内包する汚染を除去する時まで</td> <td>(2)g, (2)g (3)a~c, (4)b, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 放射性廃液処理建物</td> <td>放射性廃液処理建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。</td> <td></td> <td>(2)g, (4)b, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 固化処理建物</td> <td>固化処理建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。</td> <td></td> <td>(2)g, (4)b, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. サーベス建物</td> <td>サーベス建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。</td> <td></td> <td>(2)g, (4)b, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. おびろ-アサガ/建物</td> <td>おびろ-アサガ/建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。</td> <td></td> <td>(2)g, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 取水路</td> <td>希釈水が取水できること。</td> <td>管理区域解除工事が終了するまで</td> <td>(1)~(4)c</td> <td>B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 放水路</td> <td>希釈放水が放水できること。</td> <td></td> <td>(1)~(4)c</td> <td>B</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表6-1-2 廃止措置を実施するために必要な主要施設の維持管理 (建屋・構築物等の維持管理)</p> <p style="text-align: center;">表6-1-2 廃止措置を実施するために必要な主要施設の維持管理 (建屋・構築物等の維持管理)</p> <p>注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものである。下線及び点線枠は、変更内容に含まない。</p>	名称	機能	維持期間	工事方法の区分	廃棄の方法の区分	備考	1. 使用済燃料貯埋地建物	使用済燃料貯埋地建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。	当該建物の内包する汚染を除去する時まで	(2)g, (2)g (3)a~c, (4)b, (4)c	A		2. 放射性廃液処理建物	放射性廃液処理建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。		(2)g, (4)b, (4)c	A		3. 固化処理建物	固化処理建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。		(2)g, (4)b, (4)c	A		4. サーベス建物	サーベス建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。		(2)g, (4)b, (4)c	A		5. おびろ-アサガ/建物	おびろ-アサガ/建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。		(2)g, (4)c	A		6. 取水路	希釈水が取水できること。	管理区域解除工事が終了するまで	(1)~(4)c	B		7. 放水路	希釈放水が放水できること。		(1)~(4)c	B		<p>取水路及び放水路のうち、東海第二発電所の津波浸水対策として閉塞する部分及び更なる地盤の安全性を確保するために閉塞する部分について、廃止措置対象施設としたうえで、解体対象施設から除外する。</p>
変更前		変更後		備考																																																																																																						
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>機能</th> <th>維持期間</th> <th>工事方法の区分</th> <th>廃棄の方法の区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用済燃料貯埋地建物</td> <td>使用済燃料貯埋地建物内の放射性粉じんを防止できること。</td> <td>当該建物の内包する汚染を除去する時まで</td> <td>(2)g, (2)g (3)a~c, (4)b, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 放射性廃液処理建物</td> <td>放射性廃液処理建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。</td> <td></td> <td>(2)g, (4)b, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 固化処理建物</td> <td>固化処理建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。</td> <td></td> <td>(2)g, (4)b, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. サーベス建物</td> <td>サーベス建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。</td> <td></td> <td>(2)g, (4)b, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. おびろ-アサガ/建物</td> <td>おびろ-アサガ/建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。</td> <td></td> <td>(2)g, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 取水路</td> <td>希釈水が取水できること。</td> <td>管理区域解除工事が終了するまで</td> <td>(1)~(4)c</td> <td>B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 放水路</td> <td>希釈放水が放水できること。</td> <td></td> <td>(1)~(4)c</td> <td>B</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	機能	維持期間	工事方法の区分	廃棄の方法の区分	備考	1. 使用済燃料貯埋地建物	使用済燃料貯埋地建物内の放射性粉じんを防止できること。	当該建物の内包する汚染を除去する時まで	(2)g, (2)g (3)a~c, (4)b, (4)c	A		2. 放射性廃液処理建物	放射性廃液処理建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。		(2)g, (4)b, (4)c	A		3. 固化処理建物	固化処理建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。		(2)g, (4)b, (4)c	A		4. サーベス建物	サーベス建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。		(2)g, (4)b, (4)c	A		5. おびろ-アサガ/建物	おびろ-アサガ/建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。		(2)g, (4)c	A		6. 取水路	希釈水が取水できること。	管理区域解除工事が終了するまで	(1)~(4)c	B		7. 放水路	希釈放水が放水できること。		(1)~(4)c	B		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>機能</th> <th>維持期間</th> <th>工事方法の区分</th> <th>廃棄の方法の区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用済燃料貯埋地建物</td> <td>使用済燃料貯埋地建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。</td> <td>当該建物の内包する汚染を除去する時まで</td> <td>(2)g, (2)g (3)a~c, (4)b, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 放射性廃液処理建物</td> <td>放射性廃液処理建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。</td> <td></td> <td>(2)g, (4)b, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 固化処理建物</td> <td>固化処理建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。</td> <td></td> <td>(2)g, (4)b, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. サーベス建物</td> <td>サーベス建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。</td> <td></td> <td>(2)g, (4)b, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. おびろ-アサガ/建物</td> <td>おびろ-アサガ/建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。</td> <td></td> <td>(2)g, (4)c</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 取水路</td> <td>希釈水が取水できること。</td> <td>管理区域解除工事が終了するまで</td> <td>(1)~(4)c</td> <td>B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 放水路</td> <td>希釈放水が放水できること。</td> <td></td> <td>(1)~(4)c</td> <td>B</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表6-1-2 廃止措置を実施するために必要な主要施設の維持管理 (建屋・構築物等の維持管理)</p> <p style="text-align: center;">表6-1-2 廃止措置を実施するために必要な主要施設の維持管理 (建屋・構築物等の維持管理)</p> <p>注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものである。下線及び点線枠は、変更内容に含まない。</p>	名称	機能	維持期間	工事方法の区分	廃棄の方法の区分	備考	1. 使用済燃料貯埋地建物	使用済燃料貯埋地建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。	当該建物の内包する汚染を除去する時まで	(2)g, (2)g (3)a~c, (4)b, (4)c	A		2. 放射性廃液処理建物	放射性廃液処理建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。		(2)g, (4)b, (4)c	A		3. 固化処理建物	固化処理建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。		(2)g, (4)b, (4)c	A		4. サーベス建物	サーベス建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。		(2)g, (4)b, (4)c	A		5. おびろ-アサガ/建物	おびろ-アサガ/建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。		(2)g, (4)c	A		6. 取水路	希釈水が取水できること。	管理区域解除工事が終了するまで	(1)~(4)c	B		7. 放水路	希釈放水が放水できること。		(1)~(4)c	B		<p>取水路及び放水路のうち、東海第二発電所の津波浸水対策として閉塞する部分及び更なる地盤の安全性を確保するために閉塞する部分について、廃止措置対象施設としたうえで、解体対象施設から除外する。</p>								
名称	機能	維持期間	工事方法の区分	廃棄の方法の区分	備考																																																																																																					
1. 使用済燃料貯埋地建物	使用済燃料貯埋地建物内の放射性粉じんを防止できること。	当該建物の内包する汚染を除去する時まで	(2)g, (2)g (3)a~c, (4)b, (4)c	A																																																																																																						
2. 放射性廃液処理建物	放射性廃液処理建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。		(2)g, (4)b, (4)c	A																																																																																																						
3. 固化処理建物	固化処理建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。		(2)g, (4)b, (4)c	A																																																																																																						
4. サーベス建物	サーベス建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。		(2)g, (4)b, (4)c	A																																																																																																						
5. おびろ-アサガ/建物	おびろ-アサガ/建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。		(2)g, (4)c	A																																																																																																						
6. 取水路	希釈水が取水できること。	管理区域解除工事が終了するまで	(1)~(4)c	B																																																																																																						
7. 放水路	希釈放水が放水できること。		(1)~(4)c	B																																																																																																						
名称	機能	維持期間	工事方法の区分	廃棄の方法の区分	備考																																																																																																					
1. 使用済燃料貯埋地建物	使用済燃料貯埋地建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。	当該建物の内包する汚染を除去する時まで	(2)g, (2)g (3)a~c, (4)b, (4)c	A																																																																																																						
2. 放射性廃液処理建物	放射性廃液処理建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。		(2)g, (4)b, (4)c	A																																																																																																						
3. 固化処理建物	固化処理建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。		(2)g, (4)b, (4)c	A																																																																																																						
4. サーベス建物	サーベス建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。		(2)g, (4)b, (4)c	A																																																																																																						
5. おびろ-アサガ/建物	おびろ-アサガ/建物内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。		(2)g, (4)c	A																																																																																																						
6. 取水路	希釈水が取水できること。	管理区域解除工事が終了するまで	(1)~(4)c	B																																																																																																						
7. 放水路	希釈放水が放水できること。		(1)~(4)c	B																																																																																																						

注) 赤字（赤下線含む。）及び赤枠部は、補正箇所を示すものである。赤色並びに赤下線及び赤枠部は補正事項に含まない。